

議第 1 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員佐藤俊光は、令和4年7月25日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を任命いたしたいので議会の同意を求める。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	佐 藤 俊 光	

議第 1 号参考

佐 藤 俊 光 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

### （任命）

#### 第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

### （任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

議第 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員横山正志は、令和4年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として次の者を選任いたしたいので議会の同意を求める。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	横 山 正 志	

議第 2 号参考

横 山 正 志 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三条市税条例（抜粋）

（審査委員会の委員の定数）

第 67 条の 2 審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

議第 3 号

三条市税条例等の一部改正について

三条市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

## 三条市税条例等の一部を改正する条例

(三条市税条例の一部改正)

第1条 三条市税条例(平成17年三条市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第21条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第21条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第22条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第25条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第25条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）



の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 25 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 34 条の 8 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第 34 条の 13 中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 19 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 22 条第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 25 条の 3 の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 25 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 25 条の 3 の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 25 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 25 条の 3 の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 31 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第 32 条を削る。

（三条市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 三条市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年三条市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 13 条第 2 項及び第 25 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中三条市税条例第 21 条第 4 項及び第 6 項、第 22 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 25 条の 2 第 1 項ただし書並びに第 34 条の 13 の改正規定並びに同条例附則第 19 条第 2 項、第 25 条の 3 の 2 第 4 項並びに第 25 条の 3 の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条（三条市税条例の一部を改正する条例附則第 2 項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第 4 項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の三条市税条例（以下「新条例」という。）第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の三条市税条例（以下「旧条例」という。）第 25 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 25 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第 25 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 25 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 4 附則第 1 項ただし書に規定する規定による改正後の三条市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、

令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

## 議第 3 号参考

### 三条市税条例（抜粋）

#### （所得割の課税標準）

#### 第 21 条

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 25 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 25 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告

書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 25 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 25 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第 22 条の 9 所得割の納税義務者が、第 21 条第 4 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 22 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

（市民税の申告）

第 25 条の 2 第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、市長が別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出

する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出した者並びに前年において青色専従者給与額又は事業専従者控除額以外の所得を有しなかった者については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

#### 第25条の3の2

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条

の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第34条の13 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、法施行規則第5号の8様式又は法施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及び納入金を市に納入しなければならない。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条の3及び第22条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の



支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第21条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第22条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第21条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第21条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが相当であると市長が認めるとき。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

## 第22条

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

## 第25条の3の2

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属

する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第25条の2第1項の規定による申告書

(2) 第25条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

#### 第25条の3の3

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第25条の2第1項の規定による申告書

(2) 第25条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申

告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第22条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第21条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

- 第31条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払

戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 22 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 32 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

三条市税条例の一部を改正する条例（抜粋）

第 25 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附 則

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の三条市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第 4 号

三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
改正について

三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年三条市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項から 12 の項までを削り、13 の項を 5 の項とし、14 の項から 24 の項までを 8 項ずつ繰り上げ、25 の項を削り、26 の項を 17 の項とする。

別表第 2 の 1 の項を次のように改める。

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）</p>
------	---	---

	による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2中2の項から4の項までを削り、5の項を2の項とし、6の項から12の項までを削り、13の項を3の項とし、14の項から24の項までを10項ずつ繰り上げ、25の項及び26の項を削る。

別表第3の1の項及び2の項を次のように改める。

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措	教育委員会	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
			母子保健法（昭和40年法律第141号）によ

	置に関する 事務であつ て規則で定 めるもの		る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの
2 教育 委員会	ひとり親家 庭の父又は 母及び児童 等に対する 医療費の助 成に関する 事務であつ て教育委員 会規則で定 めるもの	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

別表第 3 の 6 の項を次のように改める。

6 教育 委員会	就学援助に 関する事務	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
-------------	----------------	----	---



<p>であって教 育委員会規 則で定める もの</p>	の
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の7の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 号参考

三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
3 教育委員会	児童クラブの利用料に係る減免に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
4 市長	障害者控除適用に係る認定書の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者等に対する住宅改造等の費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	寝たきりの高齢者等に対する寝具乾燥等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	寝たきりの高齢者等に対する訪問理美容サービス費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者等に対する生活支援に関する事務であって規則で定めるもの

10 市長	寝たきりの高齢者等を介護している者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	おむつ代の医療費控除適用に係る確認書の交付に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	高齢者に対する紙おむつ購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	精神障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	重度の心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	障がい者に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	難聴児の保護者に対する補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	身体障がい者向けの自動車に改造するための費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
19 市長	重度の身体障がい者に対する訪問入浴サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
20 市長	障がい者に対する日中一時支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの
21 市長	障がい者に対する移動支援の実施に関する事務であって規則

	で定めるもの
22 市長	社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
23 市長	若者世帯向け賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
24 市長	保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
25 削除	
26 教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に

		<p>よる自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>2 教育委員会</p>	<p>ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって</p>	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって教育委員会規則で定めるもの</p>

	教育委員会規則で定めるもの	
3 削除		
4 市長	障害者控除適用に係る認定書の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者等に対する住宅改造等の費用の補助に関する事務であって規則で定めるものの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者

		福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	寝たきりの高齢者等 に対する寝具乾燥等 事業の実施に関する 事務であって規則で 定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	寝たきりの高齢者等 に対する訪問理美容 サービス費の助成に 関する事務であって 規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者等に対する生 活支援に関する事務 であって規則で定め るもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	寝たきりの高齢者等	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	を介護している者に対する介護手当の支給に関する事務であるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	おむつ代の医療費控除適用に係る確認書の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	高齢者に対する紙おむつ購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	精神障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	重度の心身障がい者	地方税関係情報であって規則で定めるもの



	に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	障がい者に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	難聴児の保護者に対する補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関

	もの	する情報であって規則で定めるもの
18 市長	身体障がい者向けの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	自動車に改造するた	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	めの費用の助成に関	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	する事務であって規	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関
	則で定めるもの	する情報であって規則で定めるもの
19 市長	重度の身体障がい者	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	に対する訪問入浴サ	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	ービスの提供に関す	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	る事務であって規則	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関
	で定めるもの	する情報であって規則で定めるもの
20 市長	障がい者に対する日	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	中一時支援の実施に	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	関する事務であって	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	規則で定めるもの	障がい者関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	障がい者に対する移	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	動支援の実施に関す	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	る事務であって規則	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	で定めるもの	障がい者関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	社会福祉法人による	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険サービス利	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	用者負担の軽減に関	介護保険給付等関係情報であって規則で定め
	する事務であって規	るもの

	則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	若者世帯向け賃貸住	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	宅の管理に関する事	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	務であって規則で定	障がい者関係情報であって規則で定めるもの
	めるもの	
24 市長	保健事業の実施に関	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	する事務であって規	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
25 削除		
26 教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって教育委員会規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	児童扶養手当関係情報であって教育委員会規則で定めるもの
			母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって教育委員会

			規則で定めるもの
			母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
			児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
			学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
2 教育委員会	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

			住民関係情報であって規則で定めるもの
6	削除		
7	教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの

議第 5 号

令和4年度三条市一般会計補正予算

令和4年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ323,416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,525,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 5,610,982	千円 323,416	千円 5,934,398
	2 国庫補助金	1,295,320	323,416	1,618,736
歳 入 合 計		46,201,836	323,416	46,525,252

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 14,095,313	千円 323,416	千円 14,418,729
	1 社会福祉費	6,336,211	186,550	6,522,761
	2 児童福祉費	6,821,642	136,866	6,958,508
歳 出 合 計		46,201,836	323,416	46,525,252

一般会計補正予算に関する説明書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	5,610,982	323,416	5,934,398
歳入合計	46,201,836	323,416	46,525,252

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	14,095,313	323,416	14,418,729
歳 出 合 計	46,201,836	323,416	46,525,252

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
323,416			
323,416			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 323,416千円：補正後の額 5,934,398千円）  
 2 項 国庫補助金（補正額 323,416千円：補正後の額 1,618,736千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	397,796	323,416	721,212
計	1,295,320	323,416	1,618,736

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1	社会福祉費補助金	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	186,550
2	児童福祉費補助金	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	136,866

3 歳 出

3 款 民生費（補正額 323,416千円：補正後の額 14,418,729千円）

1 項 社会福祉費（補正額 186,550千円：補正後の額 6,522,761千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	872,705	186,550	1,059,255	186,550 国庫支出金 186,550			
計	6,336,211	186,550	6,522,761	186,550			

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	536	087 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費（福祉課）	
8 旅費	16	1 パートタイム職員報酬	536
10 需用費	300	8 費用弁償	16
11 役務費	426	10 消耗品費	200
12 委託料	272	10 印刷製本費	100
18 負担金、補助及び交付金	185,000	11 通信料	222
		11 手数料	204
		12 データ入力委託料	272
		18 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	185,000

3 款 民生費（補正額 323,416千円：補正後の額 14,418,729千円）

2 項 児童福祉費（補正額 136,866千円：補正後の額 6,958,508千円）

1 児童福祉総務費	514,754	136,866	651,620	136,866 国庫支出金 136,866			
計	6,821,642	136,866	6,958,508	136,866			

10 需用費	400	015 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費（福祉課）	
11 役務費	363	10 消耗品費	300
12 委託料	1,803	10 印刷製本費	100
18 負担金、補助及び交付金	134,300	11 通信料	181
		11 手数料	182
		12 業務システム開発等委託料	1,803
		18 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金	134,300

3 款 民生費

議第 6 号

令和4年度三条市一般会計補正予算

令和4年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ822,591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,347,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,934,398	千円 296,228	千円 6,230,626
	1 国庫負担金	4,291,962	114,153	4,406,115
	2 国庫補助金	1,618,736	182,075	1,800,811
16 県支出金		2,992,997	7,372	3,000,369
	2 県補助金	955,902	7,372	963,274
17 財産収入		59,990	485	60,475
	1 財産運用収入	59,977	485	60,462
18 寄附金		5	118,602	118,607
	1 寄附金	5	118,602	118,607
19 繰入金		4,485,738	186,877	4,672,615
	2 基金繰入金	4,463,604	186,877	4,650,481
21 諸収入		1,361,319	207,027	1,568,346
	4 受託事業収入	30,309	1,298	31,607
	5 雑入	212,280	205,729	418,009
22 市債		4,564,787	6,000	4,570,787
	1 市債	4,564,787	6,000	4,570,787
歳入合計		46,525,252	822,591	47,347,843

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,791,192	千円 158,190	千円 5,949,382
	1 総務管理費	5,092,422	144,901	5,237,323
	3 戸籍住民基本台帳費	124,538	13,289	137,827
3 民生費		14,418,729	12,610	14,431,339
	1 社会福祉費	6,522,761	7,676	6,530,437
	2 児童福祉費	6,958,508	4,934	6,963,442
4 衛生費		3,809,005	470,674	4,279,679
	1 保健衛生費	2,337,132	251,940	2,589,072
	2 清掃費	1,471,873	218,734	1,690,607
5 労働費		182,473	980	183,453
	1 労働諸費	182,473	980	183,453
6 農林水産業費		951,995	2,020	954,015
	1 農業費	883,948	2,020	885,968
7 商工費		1,812,812	67,028	1,879,840
	1 商工費	1,812,812	67,028	1,879,840
8 土木費		4,796,822	23,466	4,820,288
	1 土木管理費	487,537	2,300	489,837
	2 道路橋梁費	1,841,214	10,000	1,851,214
	4 都市計画費	1,986,044	8,570	1,994,614
	5 住宅費	104,465	2,596	107,061
9 消防費		1,554,847	823	1,555,670
	1 消防費	1,554,847	823	1,555,670
10 教育費		3,645,574	86,800	3,732,374
	2 小学校費	487,528	30,505	518,033

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	千円 220,570	千円 13,487	千円 234,057
	4 小中一体校費	320,464	14,842	335,306
	5 幼稚園費	2,950	64	3,014
	6 社会教育費	922,886	596	923,482
	7 保健体育費	893,970	27,306	921,276
歳出	合計	46,525,252	822,591	47,347,843



## 第2表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設 整備事業費	千円  6,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融通条件により、 銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。 ただし、財政その他の都合により、据置期間 中であっても繰上償還をし、償還期限を短縮し、 又は低利債に借換えすることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	5,934,398	296,228	6,230,626
16 県支出金	2,992,997	7,372	3,000,369
17 財産収入	59,990	485	60,475
18 寄附金	5	118,602	118,607
19 繰入金	4,485,738	186,877	4,672,615
21 諸収入	1,361,319	207,027	1,568,346
22 市債	4,564,787	6,000	4,570,787
歳入合計	46,525,252	822,591	47,347,843

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,791,192	158,190	5,949,382
3 民生費	14,418,729	12,610	14,431,339
4 衛生費	3,809,005	470,674	4,279,679
5 労働費	182,473	980	183,453
6 農林水産業費	951,995	2,020	954,015
7 商工費	1,812,812	67,028	1,879,840
8 土木費	4,796,822	23,466	4,820,288
9 消防費	1,554,847	823	1,555,670
10 教育費	3,645,574	86,800	3,732,374
歳 出 合 計	46,525,252	822,591	47,347,843

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
30,857		116,359	10,974
6,486		1,000	5,124
230,860	6,000	195,256	38,558
			980
886			1,134
33,361		1	33,666
1,150		11,298	11,018
			823
		2,200	84,600
303,600	6,000	326,114	186,877

2 歳 入

15 款 国庫支出金（補正額 296,228千円：補正後の額 6,230,626千円）  
 1 項 国庫負担金（補正額 114,153千円：補正後の額 4,406,115千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	186,244	114,153	300,397
計	4,291,962	114,153	4,406,115

節		明	
区分	金額		
	千円	千円	
1 保健衛生費負担金	114,153	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	114,153

15 款 国庫支出金（補正額 296,228千円：補正後の額 6,230,626千円）  
 2 項 国庫補助金（補正額 182,075千円：補正後の額 1,800,811千円）

1 総務費国庫補助金	103,903	32,357	136,260
3 衛生費国庫補助金	196,281	115,207	311,488
4 土木費国庫補助金	421,244	1,150	422,394
7 商工費国庫補助金		33,361	33,361
計	1,618,736	182,075	1,800,811

1 総務管理費補助金	19,068	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	19,068
2 戸籍住民基本台帳費補助金	13,289	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	13,289
1 保健衛生費補助金	115,207	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 空き家対策総合支援事業補助金	94,127 21,080
1 土木管理費補助金	1,150	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	1,150
1 商工費補助金	33,361	デジタル田園都市国家構想推進交付金	33,361

16 款 県支出金（補正額 7,372千円：補正後の額 3,000,369千円）  
 2 項 県補助金（補正額 7,372千円：補正後の額 963,274千円）

2 民生費県補助金	395,272	6,486	401,758
4 農林水産業費県補助金	382,181	886	383,067
計	955,902	7,372	963,274

1 社会福祉費補助金	6,486	新型コロナウイルス感染症対策施設整備事業費補助金	6,486
1 農業費補助金	886	農業委員会費補助金 農地利用最適化交付金	589 297

17款 財産収入（補正額 485千円：補正後の額 60,475千円）

1項 財産運用収入（補正額 485千円：補正後の額 60,462千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 利子及び配当金	3,934	485	4,419
計	59,977	485	60,462

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 基金運用収入	485	財政調整基金収入	485

18款 寄附金（補正額 118,602千円：補正後の額 118,607千円）

1項 寄附金（補正額 118,602千円：補正後の額 118,607千円）

1 総務費寄附金	2	105,401	105,403
2 民生費寄附金	1	1,000	1,001
3 教育費寄附金	2	2,200	2,202
4 商工費寄附金		1	1
5 土木費寄附金		10,000	10,000
計	5	118,602	118,607

1 総務費寄附金	105,401	一般寄附金 ふるさと三条応援寄附金	185 105,216
1 民生費寄附金	1,000	社会福祉寄附金	1,000
1 教育費寄附金	2,200	教育振興寄附金	2,200
1 商工費寄附金	1	商工振興寄附金	1
1 土木費寄附金	10,000	交通安全施設整備寄附金	10,000

19款 繰入金（補正額 186,877千円：補正後の額 4,672,615千円）

2項 基金繰入金（補正額 186,877千円：補正後の額 4,650,481千円）

1 財政調整基金繰入金	4,174,230	186,877	4,361,107
計	4,463,604	186,877	4,650,481

1 財政調整基金繰入金	186,877	財政調整基金繰入金	186,877
-------------	---------	-----------	---------

21款 諸収入（補正額 207,027千円：補正後の額 1,568,346千円）

4項 受託事業収入（補正額 1,298千円：補正後の額 31,607千円）

3 土木費受託事業収入	5,080	1,298	6,378
計	30,309	1,298	31,607

1 土木費受託事業収入	1,298	県営住宅受託事業収入	1,298
-------------	-------	------------	-------

17款 財産収入 18款 寄附金 19款 繰入金 21款 諸収入

2 1 款 諸収入（補正額 207,027千円：補正後の額 1,568,346千円）  
 5 項 雑入（補正額 205,729千円：補正後の額 418,009千円）

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 雑入	212,280	205,729	418,009
計	212,280	205,729	418,009

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
2 雑入	205,729	各種助成金 共済金	10,473 195,256

2 2 款 市債（補正額 6,000千円：補正後の額 4,570,787千円）  
 1 項 市債（補正額 6,000千円：補正後の額 4,570,787千円）

3 衛生債	176,900	6,000	182,900
計	4,564,787	6,000	4,570,787

2 清掃債	6,000	ごみ処理施設整備事業費充当債	6,000
-------	-------	----------------	-------

### 3 歳 出

2 款 総務費（補正額 158,190千円：補正後の額 5,949,382千円）

1 項 総務管理費（補正額 144,901千円：補正後の額 5,237,323千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,738,055	17,568	1,755,623	17,568 国庫支出金 17,568			
4 財産管理費	492,380	9,234	501,614				9,234
5 財政調整基金費	1,704	105,886	107,590			105,886 財産収入 485 寄附金 105,401	
8 まちづくり 推進費	1,741,180	9,540	1,750,720			7,800 諸収入 7,800	1,740
10 情報政策費	218,981	2,673	221,654			2,673 諸収入 2,673	
計	5,092,422	144,901	5,237,323	17,568		116,359	10,974

2 款 総務費（補正額 158,190千円：補正後の額 5,949,382千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 13,289千円：補正後の額 137,827千円）

1 戸籍住民基本台帳費	124,538	13,289	137,827	13,289 国庫支出金 13,289			
計	124,538	13,289	137,827	13,289			

節		説 明	千円
区 分	金 額		
10 需用費	14,400	165 新型コロナウイルス感染者等生活支援事業費（地域経営課） .....	17,568
11 役務費	3,168	10 消耗品費 11 運搬料	14,400 3,168
10 需用費	9,234	010 庁舎管理費（行政課） 10 電気使用料 040 厚生福祉会館費（行政課） 10 電気使用料	8,751 8,751 483 483
24 積立金	105,886	010 財政調整基金費（財務課） 24 財政調整基金積立金	105,886 105,886
18 負担金、補助 及び交付金	9,540	070 コミュニティ支援事業費（地域経営課） 18 コミュニティ助成事業助成金 100 地域間交流施設等費（地域経営課） 18 公共施設運営協力金	7,800 7,800 1,740 1,740
12 委託料	2,673	020 電算システム管理費（情報管理課） 12 文字情報標準化業務委託料	2,673 2,673

12 委託料	13,289	020 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課） 12 業務システム開発等委託料	13,289 13,289
--------	--------	---	------------------

2 款 総務費



3 款 民生費（補正額 12,610千円：補正後の額 14,431,339千円）

1 項 社会福祉費（補正額 7,676千円：補正後の額 6,530,437千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,059,255	1,037	1,060,292			1,000 寄附金 1,000	37
4 老人福祉費	2,898,809	6,639	2,905,448	6,486 県支出金 6,486			153
計	6,522,761	7,676	6,530,437	6,486		1,000	190

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
18 負担金、補助及び交付金	37	060 総合福祉センター費（福祉課）	37
		18 公共施設運営協力金	37
		090 一般経費（福祉課）	1,000
24 積立金	1,000	24 社会福祉基金積立金	1,000
18 負担金、補助及び交付金	6,639	080 高齢者福祉施設費（高齢介護課）	153
		18 公共施設運営協力金	153
		095 高齢者福祉施設建設費（高齢介護課）	6,486
		18 新型コロナウイルス感染症対策施設整備事業費補助金	6,486

3 款 民生費（補正額 12,610千円：補正後の額 14,431,339千円）

2 項 児童福祉費（補正額 4,934千円：補正後の額 6,963,442千円）

2 母子父子福祉費	359,660	423	360,083				423
4 特定教育・保育施設費	4,214,535	3,286	4,217,821				3,286
5 児童福祉施設費	393,499	1,225	394,724				1,225
計	6,958,508	4,934	6,963,442				4,934

12 委託料	423	030 児童扶養手当給付費（子育て支援課）	423
		12 業務システム開発等委託料	423
10 需用費	2,168	020 公立保育所管理費（教育総務課）	2,519
		10 電気使用料	2,168
17 備品購入費	351	17 保育所器具購入費	351
		050 私立保育園運営費（子育て支援課）	607
18 負担金、補助及び交付金	767	18 私立保育園防犯器具購入費補助金	511
		18 地域型保育施設防犯器具購入費補助金	96
		070 認定こども園運営費（子育て支援課）	160
		18 認定こども園防犯器具購入費補助金	160
17 備品購入費	734	020 児童館等施設管理費（教育総務課）	670
		17 児童館等器具購入費	670
18 負担金、補助及び交付金	491	050 子育て拠点施設費（子育て支援課）	555
		17 庁用器具費	64
		18 公共施設運営協力金	491

4 款 衛生費（補正額 470,674千円：補正後の額 4,279,679千円）

1 項 保健衛生費（補正額 251,940千円：補正後の額 2,589,072千円）

2 予防費	744,788	209,780	954,568	209,780			
-------	---------	---------	---------	---------	--	--	--

1 報酬	896	030 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（健康づくり課）	209,780
------	-----	--------------------------------	---------

3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費（補正額 470,674千円：補正後の額 4,279,679千円）

1項 保健衛生費（補正額 251,940千円：補正後の額 2,589,072千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金 209,780			
5 環境衛生費	313,504	42,160	355,664	21,080 国庫支出金 21,080			21,080
計	2,337,132	251,940	2,589,072	230,860			21,080

区分	金額	説明	
			千円
3 職員手当等	146	1 看護師報酬	207
8 旅費	20	1 パートタイム職員報酬	689
10 需用費	4,000	3 期末手当	146
11 役務費	11,579	8 費用弁償	20
12 委託料	189,852	10 消耗品費	4,000
13 使用料及び賃借料	152	11 電話使用料	1,035
18 負担金、補助及び交付金	3,135	11 通信料	8,146
		11 運搬料	2,090
		11 筆耕翻訳料	308
		12 複写機保守管理委託料	528
		12 データ入力委託料	4,530
		12 予防接種予約システム運用等委託料	1,315
		12 接種券印刷等委託料	7,423
		12 予防接種受付等業務委託料	9,492
		12 予防接種個別接種委託料	86,830
		12 予防接種集団接種委託料	77,380
		12 予防接種費用等審査支払委託料	606
		12 廃棄物処理委託料	248
		12 移動支援事業委託料	1,500
		13 ソフトウェア使用料	132
		13 器具借上料	20
		18 小児への新型コロナウイルスワクチン接種協力金	3,135
18 負担金、補助及び交付金	42,160	030 空家等対策事業費（環境課）	42,160
		18 特定空家等解体費補助金	42,160

4款 衛生費（補正額 470,674千円：補正後の額 4,279,679千円）

2項 清掃費（補正額 218,734千円：補正後の額 1,690,607千円）

2 塵芥処理費	1,164,524	213,333	1,377,857		6,000 市債	195,256 諸収入	12,077
					6,000	195,256	

10 需用費	1,249	010 清掃センター費（環境課）	207,630
11 役務費	240	10 消耗品費	98
12 委託料	23,320	12 ごみ収集委託料	4,158
14 工事請負費	188,524	12 建物等調査委託料	14,850
		14 工事請負費	188,524
		020 最終処分場費（環境課）	1,018
		10 電気使用料	1,018
		030 緑のリサイクルセンター費（環境課）	38
		10 電気使用料	38
		050 廃棄物資源化事業費（環境課）	4,647
		10 消耗品費	95

4款 衛生費

4 款 衛生費（補正額 470,674千円：補正後の額 4,279,679千円）  
 2 項 清掃費（補正額 218,734千円：補正後の額 1,690,607千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 し尿処理費	234,216	5,401	239,617				5,401
計	1,471,873	218,734	1,690,607		6,000	195,256	17,478

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		11 広告料	240
		12 蛍光灯・乾電池再生処理委託料	4,312
10 需用費	5,401	020 汚泥再生処理センター費（環境課）	5,401
		10 電気使用料	5,401

5 款 労働費（補正額 980千円：補正後の額 183,453千円）  
 1 項 労働諸費（補正額 980千円：補正後の額 183,453千円）

1 勤労青少年ホーム費	21,606	980	22,586				980
計	182,473	980	183,453				980

18 負担金、補助及び交付金	980	010 勤労青少年ホーム費（商工課）	980
		18 公共施設運営協力金	980

6 款 農林水産業費（補正額 2,020千円：補正後の額 954,015千円）  
 1 項 農業費（補正額 2,020千円：補正後の額 885,968千円）

1 農業委員会費	62,215	886	63,101	886			
				県支出金			
				886			
3 農業振興費	568,618	1,134	569,752				1,134
計	883,948	2,020	885,968	886			1,134

11 役務費	297	030 一般経費（農業委員会事務局）	886
		11 通信料	297
17 備品購入費	589	17 庁用器具費	589
18 負担金、補助及び交付金	1,134	070 農業振興施設費（農林課）	1,134
		18 公共施設運営協力金	1,134

7 款 商工費（補正額 67,028千円：補正後の額 1,879,840千円）  
 1 項 商工費（補正額 67,028千円：補正後の額 1,879,840千円）

2 商工振興費	1,445,274	45,817	1,491,091	33,361		1	12,455
				国庫支出金		寄附金	
				33,361		1	

18 負担金、補助及び交付金	45,817	040 商工業活性化事業費（商工課）	44,482
		18 サテライトオフィス等開設支援事業補助金	44,482
		100 三条鍛冶道場費（商工課）	1,231
		18 公共施設運営協力金	1,231
		110 ものづくり拠点施設費（商工課）	104
		18 公共施設運営協力金	104

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

7 款 商工費（補正額 67,028千円：補正後の額 1,879,840千円）  
 1 項 商工費（補正額 67,028千円：補正後の額 1,879,840千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 観光費	173,753	21,211	194,964				21,211
計	1,812,812	67,028	1,879,840	33,361		1	33,666

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
12 委託料	539	020 観光施設費（営業戦略室） 12 指定管理料	21,211 539
18 負担金、補助及び交付金	20,672	18 公共施設運営協力金	20,672

8 款 土木費（補正額 23,466千円：補正後の額 4,820,288千円）  
 1 項 土木管理費（補正額 2,300千円：補正後の額 489,837千円）

1 土木総務費	484,724	2,300	487,024	1,150 国庫支出金 1,150			1,150
計	487,537	2,300	489,837	1,150			1,150

7 報償費	120	030 一般経費（建設課） 7 事業協力謝礼金	2,300 120
10 需用費	380	10 消耗品費 10 印刷製本費	80 300
17 備品購入費	1,800	17 庁用器具費 17 機械器具費	300 1,500

8 款 土木費（補正額 23,466千円：補正後の額 4,820,288千円）  
 2 項 道路橋梁費（補正額 10,000千円：補正後の額 1,851,214千円）

7 交通安全施設整備事業費	24,383	10,000	34,383			10,000 寄附金 10,000	
計	1,841,214	10,000	1,851,214			10,000	

14 工事請負費	10,000	020 交通安全施設整備事業費（建設課） 14 工事請負費	10,000 10,000
----------	--------	----------------------------------	------------------

8 款 土木費（補正額 23,466千円：補正後の額 4,820,288千円）  
 4 項 都市計画費（補正額 8,570千円：補正後の額 1,994,614千円）

3 公園費	127,110	1,075	128,185				1,075
5 下水道費	1,601,925	6,497	1,608,422				6,497

14 工事請負費	1,000	010 公園施設管理費（建設課） 18 公共施設運営協力金	75 75
18 負担金、補助及び交付金	75	020 公園施設整備費（建設課） 14 工事請負費	1,000 1,000
27 繰出金	6,497	010 下水道事業会計繰出金（上下水道課）	6,497

7 款 商工費 8 款 土木費

8 款 土木費（補正額 23,466千円：補正後の額 4,820,288千円）  
 4 項 都市計画費（補正額 8,570千円：補正後の額 1,994,614千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 荒町ポンプ場費	57,245	998	58,243				998
計	1,986,044	8,570	1,994,614				8,570

節		説明	金額
区分	金額		
	千円	27 下水道事業会計繰出金	千円 6,497
10 需用費	998	020 荒町ポンプ場費（上下水道課） 10 電気使用料	998 998

8 款 土木費（補正額 23,466千円：補正後の額 4,820,288千円）  
 5 項 住宅費（補正額 2,596千円：補正後の額 107,061千円）

1 住宅管理費	104,465	2,596	107,061			1,298	1,298
						諸収入 1,298	
計	104,465	2,596	107,061			1,298	1,298

10 需用費	2,596	040 県営住宅施設管理費（福祉課） 10 施設修繕料	2,596 2,596
--------	-------	--------------------------------	----------------

9 款 消防費（補正額 823千円：補正後の額 1,555,670千円）  
 1 項 消防費（補正額 823千円：補正後の額 1,555,670千円）

1 常備消防費	1,311,369	823	1,312,192				823
計	1,554,847	823	1,555,670				823

10 需用費	823	030 消防庁舎管理費（消防本部総務課） 10 電気使用料	823 823
--------	-----	----------------------------------	------------

10 款 教育費（補正額 86,800千円：補正後の額 3,732,374千円）  
 2 項 小学校費（補正額 30,505千円：補正後の額 518,033千円）

1 学校管理費	414,065	29,505	443,570			56	29,449
						寄附金 56	
2 教育振興費	73,463	1,000	74,463			1,000	
						寄附金 1,000	

10 需用費	15,871	020 小学校管理費（教育総務課） 10 消耗品費	16,988 56
14 工事請負費	12,517	10 電気使用料 17 校用器具費	15,815 1,117
17 備品購入費	1,117	030 小学校施設整備費（教育総務課） 14 工事請負費	12,517 12,517
17 備品購入費	1,000	020 教育活動費（教育総務課） 17 教材購入費	1,000 1,000

8 款 土木費 9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費（補正額 86,800千円：補正後の額 3,732,374千円）  
 2項 小学校費（補正額 30,505千円：補正後の額 518,033千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	487,528	30,505	518,033			1,056	29,449

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

10款 教育費（補正額 86,800千円：補正後の額 3,732,374千円）  
 3項 中学校費（補正額 13,487千円：補正後の額 234,057千円）

1 学校管理費	161,027	13,487	174,514			寄附金 56	13,431
						56	
計	220,570	13,487	234,057			56	13,431

10 需用費	8,249	020 中学校管理費（教育総務課）	8,441
		10 消耗品費	56
14 工事請負費	5,046	10 電気使用料	8,193
		17 校用器具費	192
17 備品購入費	192	030 中学校施設整備費（教育総務課）	5,046
		14 工事請負費	5,046

10款 教育費（補正額 86,800千円：補正後の額 3,732,374千円）  
 4項 小中一体校費（補正額 14,842千円：補正後の額 335,306千円）

1 学校管理費	221,764	13,842	235,606			寄附金 88	13,754
						88	
2 教育振興費	98,700	1,000	99,700			1,000	
						1,000	
計	320,464	14,842	335,306			1,088	13,754

10 需用費	11,798	020 小中一体校管理費（教育総務課）	12,181
		10 消耗品費	88
14 工事請負費	1,661	10 電気使用料	11,710
		17 校用器具費	383
17 備品購入費	383	030 小中一体校施設整備費（教育総務課）	1,661
		14 工事請負費	1,661
17 備品購入費	1,000	020 教育活動費（教育総務課）	1,000
		17 教材購入費	1,000

10款 教育費（補正額 86,800千円：補正後の額 3,732,374千円）  
 5項 幼稚園費（補正額 64千円：補正後の額 3,014千円）

1 幼稚園費	2,950	64	3,014				64
計	2,950	64	3,014				64

18 負担金、補助及び交付金	64	010 私立幼稚園運営費（子育て支援課）	64
		18 幼稚園防犯器具購入費補助金	64

10款 教育費

10款 教育費（補正額 86,800千円：補正後の額 3,732,374千円）  
 6項 社会教育費（補正額 596千円：補正後の額 923,482千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 社会教育振興費	632,965	595	633,560				595
3 公民館費	120,817	1	120,818				1
計	922,886	596	923,482				596

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
12 委託料	360	030 生涯学習施設費（生涯学習課）……………	595
		12 指定管理料	360
18 負担金、補助及び交付金	235	18 公共施設運営協力金	235
18 負担金、補助及び交付金	1	010 公民館運営費（生涯学習課）……………	1
		18 公共施設運営協力金	1

10款 教育費（補正額 86,800千円：補正後の額 3,732,374千円）  
 7項 保健体育費（補正額 27,306千円：補正後の額 921,276千円）

3 体育施設費	299,960	20,538	320,498				20,538
4 学校給食費	483,189	6,768	489,957				6,768
計	893,970	27,306	921,276				27,306

12 委託料	2,610	010 社会体育施設費（健康づくり課）……………	20,538
		12 指定管理料	2,610
18 負担金、補助及び交付金	17,928	18 公共施設運営協力金	17,928
10 需用費	6,768	020 学校給食調理場管理費（教育総務課）……………	6,768
		10 電気使用料	6,768

議第 7 号

令和4年度三条市下水道事業会計補正予算

第1条 令和4年度三条市下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度三条市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第1款 下水道事業収益	2,262,613	6,497	2,269,110
第1項 営業収益	630,617	1,524	632,141
第2項 営業外収益	1,631,996	4,973	1,636,969

支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
第1款 下水道事業費用	2,262,613	6,497	2,269,110
第1項 営業費用	1,970,258	6,497	1,976,755

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮



補正予算に関する説明書第1号

令和4年度三条市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 下水道事業収益	1 営業収益		千円	千円	千円		千円	
			2,262,613	6,497	2,269,110			
	2 他会計負担金	630,617	1,524	632,141				
		208,889	1,524	210,413	他会計負担金	1,524	雨水処理負担金	
2 営業外収益		1,631,996	4,973	1,636,969				
	2 他会計負担金	1,003,303	4,973	1,008,276	他会計負担金	4,973	汚水処理負担金	

支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 下水道事業費用	1 営業費用		千円	千円	千円		千円	
			2,262,613	6,497	2,269,110			
	3 雨水ポンプ場費	1,970,258	6,497	1,976,755				
		40,053	1,524	41,577	動力費	1,524	電気使用料	
	4 汚水処理場費	331,063	4,973	336,036	動力費	4,973	電気使用料	

議第 8 号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間において平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、変更後の別表図書館の表の規定は、令和4年7月24日から適用する。

別表図書館の表三条市の項中

「 | 三条市立図書館 | 三条市元町1番6号 | 」を

「 | 三条市立図書館 | 三条市元町11番6号 | 」に改める。

議第 8 号参考

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定（抜粋）

別表（第2条関係）

図書館

団体名	施設名	所在地
長岡市	長岡市立中央図書館 長岡市立互尊文庫 長岡市立西地域図書館 長岡市立南地域図書館 長岡市立北地域図書館 長岡市立中之島地域図書館 長岡市立寺泊地域図書館 長岡市立栃尾地域図書館 長岡市寺泊地域図書館大河津地区 図書室	長岡市学校町1丁目2番2号 長岡市坂之上町3丁目1番地20 長岡市緑町3丁目55番地41 長岡市曲新町566番地7 長岡市新保町1399番地3 長岡市中之島3807番3 長岡市寺泊磯町7411番地14 長岡市中央公園1番36号 長岡市寺泊敦ヶ曾根551番地
三条市	三条市立図書館 三条市立図書館栄分館 三条市立図書館下田分館 三条市立図書館嵐南公民館分室 三条市立図書館漢学の里分室	三条市元町1番6号 三条市新堀1311番地 三条市荻堀1144番地1 三条市南四日町二丁目10番3号 三条市庭月434番地1

議第 9 号

見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、見附市及び三条市の間において平成29年3月30日に締結した見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

平成29年3月30日付けで見附市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、変更後の別表図書館の表の規定は、令和4年7月24日から適用する。

別表図書館の表三条市の項中

「 | 三条市立図書館 | 三条市元町1番6号 | 」を

「 | 三条市立図書館 | 三条市元町11番6号 | 」に改める。

議第 9 号参考

見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定（抜粋）

別表（第2条関係）

図書館

団体名	施設名	所在地
見附市	見附市図書室	見附市学校町1丁目3番43号
三条市	三条市立図書館	三条市元町1番6号
	三条市立図書館栄分館	三条市新堀1311番地
	三条市立図書館下田分館	三条市荻堀1144番地1
	三条市立図書館嵐南公民館分室	三条市南四日町二丁目10番3号
	三条市立図書館漢学の里分室	三条市庭月434番地1

議第 10 号

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の間において令和元年 12 月 20 日に締結した三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 13 日提出

三条市長 滝 沢 亮

記



三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合（以下「関係市町村等」という。）との間に締結した三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、変更後の別表の規定は、令和4年7月24日から適用する。

別表三条市の部中

「

三条市立図書館	三条市元町1番6号
---------	-----------

を

」

「

三条市立図書館	三条市元町11番6号
---------	------------

に改める。

」

議第 10 号参考

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定（抜粋）

別表（第2条関係）

団体名	施設名	所在地
三条市	三条市厚生福祉会館	三条市旭町二丁目6番11号
	大崎山公園テニスコート	三条市東大崎4024番地2
	六ノ町河川緑地テニスコート	三条市本町六丁目15番10号
	三条市総合運動公園	三条市月岡四丁目36番1号
	三条市民プール	三条市南四日町四丁目8番40号
	三条市栄体育館	三条市新堀2113番地
	三条市大面体育館	三条市北潟1番地
	三条市下田体育館	三条市笹岡77番地
	ウェルネスしただ	三条市飯田1029番地1
	三条市グリーンスポーツセンター	三条市柳沢1572番地
	三条市塚野目野球場	三条市塚野目2350番地
	三条市栄野球場	三条市岡野新田528番地
	三条市下田野球場	三条市曲谷25番地1
	三条市直江テニスコート	三条市直江町四丁目2023番
	三条市体育文化会館	三条市荒町二丁目1番3号
	三条市総合福祉センター多目的ホール	三条市東本成寺2番1号
三条市中央公民館	三条市元町13番1号	

	三条市三条東公民館	三条市興野一丁目13番70号
	三条市立図書館	三条市元町1番6号
	三条市立図書館栄分館	三条市新堀1311番地
	三条市立図書館下田分館	三条市荻堀1144番地1
	三条市立図書館嵐南公民館分室	三条市南四日町二丁目10番3号
	三条市立図書館漢学の里分室	三条市庭月434番地1
燕市	燕市体育センター	燕市大曲3015番地
	燕市スポーツパーク	燕市南7丁目9番40号
	つばくろ運動広場	燕市横田13686番地
	スポーツランド燕	燕市小牧837番地1
	燕市吉田トレーニングセンター	燕市吉田本所153番地1
	燕市吉田総合体育館	燕市吉田本所176番地1
	燕市吉田総合グラウンド	燕市吉田本所169番地1
	燕市吉田第1野球場	燕市吉田本所193番地1
	燕市吉田第2野球場	燕市吉田本所190番地1
	燕市吉田テニスコート	燕市吉田本所188番地1
	燕市分水総合体育館	燕市分水向陽1番2号
	燕市分水テニスコート	燕市分水向陽1番4号
	サンスポーツランド分水	燕市分水あけぼの1丁目1番地67
	燕市分水多目的屋内運動場	燕市分水あけぼの1丁目1番地70
	燕市文化会館	燕市水道町1丁目3番28号
	燕市燕勤労者総合福祉センター	燕市大曲3015番地
燕市吉田産業会館	燕市吉田東栄町14番12号	

	燕市中央公民館	燕市水道町1丁目3番28号
	燕市吉田公民館	燕市吉田大保町22番1号
	燕市分水公民館	燕市分水新町2丁目5番1号
	燕市立図書館	燕市白山町1丁目2番10号
	燕市立吉田図書館	燕市吉田大保町22番1号
	燕市立分水図書館	燕市分水新町2丁目5番1号
加茂市	加茂市陸上競技場	加茂市大字狭口甲1057番地1
	加茂市温水プール	加茂市神明町1丁目10番1号
	加茂市子供プール	加茂市大字狭口甲1082番地2
	加茂市川西野球場	加茂市大字加茂新田3173番地
	加茂市七谷野球場	加茂市大字長谷657番地
	加茂市庭球場	加茂市大字狭口甲1159番地3
	加茂市下条体育センター	加茂市中村6番14号
	加茂市サッカー場	加茂市大字加茂新田5062番地
	加茂市市民体育館	加茂市大字加茂229番地1
	加茂勤労者体育センター	加茂市大字狭口甲1082番地4
	加茂文化会館	加茂市幸町2丁目3番5号
	加茂市公民館	加茂市大字加茂229番地1
	加茂市公民館須田分館	加茂市大字後須田701番地1
	加茂市立図書館	加茂市神明町2丁目6番29号
	田上町	田上町民体育館
田上町営羽生田野球場		田上町大字羽生田乙912番地
田上町総合公園YOU・遊ランド		田上町大字羽生田乙851番地6

	田上町交流会館	田上町大字原ヶ崎新田3072番地
	田上町地域学習センター	田上町大字吉田新田丁242番地 2
弥彦村	弥彦体育館	弥彦村大字上泉1753番地 1
	サン・ビレッジ弥彦	弥彦村大字麓3134番地 3
	村民総合運動場	弥彦村大字矢作4877番地
	大戸企業団地多目的運動広場	弥彦村大字大戸635番地 4
	弥彦村総合コミュニティセンター	弥彦村大字上泉1753番地
	弥彦村公民館図書室	弥彦村大字弥彦2487番地 1
新潟県 三条・燕 総合グラ ウンド施 設組合	新潟県三条・燕総合グラウンド	三条市上須頃地内

諮第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員皆川賢一及び関崎淑子は、令和4年9月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦いたしたいので議会の意見を求める。

令和4年6月13日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	皆 川 賢 一	
	関 崎 淑 子	

諮第 1 号参考

皆 川 賢 一 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

関 崎 淑 子 略 歴

1 住 所

2 生年月日

3 学 歴

4 職 業

5 主な経歴

## 人権擁護委員法（抜粋）

### （委員の設置区域）

第3条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

### （委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

### （委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。